

札幌市歯科口腔保健推進会議要綱

（令和5年2月3日医務・健康衛生担当局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市歯科口腔保健推進会議規則（令和4年札幌市規則第39号）第7条の規定に基づき、札幌市歯科口腔保健推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 札幌市歯科口腔保健推進条例（令和4年条例第29号）第10条の規定に基づき定める札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」（以下「計画」という。）の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の普及啓発に関すること。
- (3) その他札幌市の歯科口腔保健の推進のための施策に関すること。

（委員等）

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療及び歯科口腔医療関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 介護、障害、認知症支援関係団体の代表者
- (5) 栄養士関係団体の代表者
- (6) その他計画の策定、推進に必要と認める者

（部会）

第4条 この要綱に定める他、札幌市歯科口腔保健推進条例第12条第8項の規定に基づき設置する部会に関し必要な事項については、別に定める。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。

附 則

この要綱は、令和5年2月3日から施行する。